

不服申立て事案答申第 244 号

不服申立て事案諮問第 255 号

件名：引継（通報）書に関する決裁文書の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別表の1欄に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、同表の2欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 1 月 20 日付けで行った自己情報開示請求に対し、処分庁が同年 2 月 3 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由 （略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の内容及び理由

##### ア 事実経過

###### (ア) 自己情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 1 月 20 日付けで、処分庁宛ての自己情報開示請求書を提出したことから、同日、処分庁はこれを受理した（以下「本件開示請求」という。）。

なお、処分庁が受理した、本件開示請求の内容は、

私が特定年月日 A 及び特定年月日 B に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき愛知県知事に通報するために作成された引継（通報）書に関する決裁文書（請求日現在、愛知県 C 警察署生活安全課で保管するもの）

である。

###### (イ) 本件開示請求の対象となる保有個人情報の特定

審査請求人が本件開示請求で開示を求めた保有個人情報については、愛知県 C 警察署（以下「C 署」という。）で保管するものとしていたことから、処分庁は、

- a 決裁文書（引継（通報）書（23条））（以下「文書1」という。）
- b 決裁文書（23条通報）（以下「文書2」という。）  
を特定した。

（ウ）自己情報一部開示決定

本件保有個人情報は、審査請求人について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第23条に基づき、特定年月日A及び特定年月日BにC署長から愛知県知事に対して通報をするに際し、C署生活安全課員が作成した決裁文書である。

処分序は、令和5年2月3日、本件保有個人情報のうち、文書1について、条例第17条第2号及び第8号に規定される不開示情報を除いた部分を、文書2については、条例第17条第2号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する自己情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）とした。

イ 本件処分の理由

（ア）文書1に対する本件処分の理由

- a 本件処分については、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であり、本件保有個人情報に関して開示しないこととした部分については、本件処分の決定通知書に記載されているとおり、
  - ・警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分（条例第17条第2号に該当）
  - ・保護活動に対する調査結果が記載された部分（条例第17条第8号に該当）

である。

- b 本件審査請求で審査請求人は、審査請求に係る処分のうち、不開示とした部分の開示を求める、すでに知っている部分あり、公務員のやり取りもみえるはずである旨主張し、本件処分で不開示とした部分全ての開示を求めている。

- c 以下、開示しないこととした理由について述べる。

（ア）警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

条例第17条第2号ただし書ハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされているが、例外として、当該公務員が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとされている。

また、氏名を不開示とする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年愛知県規則第10号）

以下「県規則」という。) 第 8 条において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」と規定されている。

そして、本件保有個人情報で不開示とした氏名及び印影の部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影であり、条例第 17 条第 2 号ただし書ハの規定を受けて定められた県規則第 8 条に規定される不開示情報に該当することから不開示としたものである。

(b) 保護活動に対する調査結果が記載された部分

条例第 17 条第 8 号において、不開示情報である行政運営情報が規定されているところ、個別の事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、同号に該当する。

本件処分において不開示とした「保護活動に対する調査結果」は、審査請求人について精神保健福祉法第 23 条に基づいた、都道府県知事への通報を実施した際、その通報理由を記載した部分である。

ところで、精神保健福祉法第 23 条では、

警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

と規定されている。

そして、警察が、精神保健福祉法第 23 条の規定による該当者(以下「該当者」という。)であるか否かを判断するに当たり、警察が認知した通報内容、警察関係者以外の第三者からの意見等は、重要な判断材料となる。仮に、警察が認知した通報内容や、第三者から聴取した内容が開示されるとするならば、該当者に係る情報を通報した者や、警察に対して意見を申し出た第三者が特定されるおそれがある。

その結果、今後、これらの立場の者が、精神障害に係る者の通報を恐れたり、躊躇したりすることで、精神保健福祉法第 23 条で規定される「精神障害のために自身を傷付け又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者」に係る通報等を得ることが困難となり、精神保健福祉法に基づく警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、当該不開示部分については、条例第 17 条第 8 号に該当することから、不開示としたものである。

(イ) 文書 2 に対する本件処分の理由

文書 2 における不開示部分は、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分（条例第 17 条第 2 号に該当）であり、不開示とした理由は、前記(ア)c(a)において述べた理由と同様である。

(ウ) 本件処分の正当性

このように、本件処分については、条例第 17 条第 2 号及び第 8 号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、条例の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、すでに知っている部分があり、公務員のやり取りもみえるはずである旨主張し、本件保有個人情報の不開示部分の開示を求めている。

審査請求人が、既に知っているなどと指摘をして開示を求める部分が、どの不開示部分であるのか、判然としないが、本件保有個人情報における不開示部分の不開示理由については、前記(1)イで述べたとおりであり、本件処分が適正であることは明らかである。よって、審査請求人の主張に理由はない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

## 4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る特定年月日 A 及び特定年月日 B になされた精神保健福祉法第 23 条に基づく通報に際して C 署で作成された引継（通報）書に関する 2 件の決裁文書である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち別表の 2 欄に掲げる部分を条例第 17 条第 2 号又は第 8 号に該当するものとして不開示としているところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 条例第 17 条第 2 号該当性について

警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

県規則第 8 条に定める警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職については、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いこと

から、条例第17条第2号ただし書ハに該当しないとされているため、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は同号ただし書ハには該当せず、また、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

よって、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、条例第17条第2号に該当する。

(3) 条例第17条第8号該当性について

当審議会において保護活動に対する調査結果が記載された部分を見分したところ、警察へ通報した者が識別できる情報やその通報内容、警察に対して意見を申し出た第三者が識別できる情報や当該第三者から聴取した内容等が記載されていた。

警察への通報内容や第三者からの意見等は、精神保健福祉法第23条による通報の要否を検討するに当たって重要な判断材料となるところ、保護活動に対する調査結果が記載された部分を開示すれば、今後、関係者は自身に対する非難をおそれて精神障害に係る者の通報や警察の聴取に対する協力を躊躇し、同条で規定される「精神障害のために自身を傷付け又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者」に係る通報を得ることや必要な情報を収集することが困難となるなど、精神保健福祉法に基づく将来の同種の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、保護活動に対する調査結果が記載された部分は、条例第17条第8号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	
文書 1	決裁文書（引継 (通報)書（23条）	警部補以下の階級にある 警察職員の氏名に係る部分	条例第17条第2号
		保護活動に対する調査結 果が記載された部分	条例第17条第8号
文書 2	決裁文書（23条 通報）	警部補以下の階級にある 警察職員の氏名に係る部分	条例第17条第2号

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 7. 3	諮詢（弁明書の写しを添付）
6. 4. 8 (第 236 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 9. 30 (第 241 回審議会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
6. 10. 28 (第 242 回審議会)	審議
6. 11. 27	答申